

償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税されます。償却資産（自己の使用するものだけでなく、他人に貸し付けているものを含みます）の所有者（法人・個人）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における所有状況を資産の所在地の市町村長に対して1月末日までに申告することが義務付けられています。

つきましては、本手引を参考に申告書を作成の上、ご提出下さい。

（資産がない場合や資産異動がない場合でもご提出下さい。）

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書（償却資産課税台帳）・種類別明細書・その他必要な書類
提出方法	<ul style="list-style-type: none">・窓口提出（市役所 税務課・各支所 総合窓口）・eLTAXによる電子申告・郵送による提出（市役所 税務課） <p>※郵送される方で、控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封ください。</p>
提出先 （問合せ先）	〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1 神崎市役所 税務課 資産税係 TEL 0952-37-0114（直通）
提出期限	毎年1月末日

目次

I 償却資産について

1. 償却資産とは	1
2. 資産の種類別の主な償却資産	1
3. 業種別の主な償却資産	2
4. 申告の対象となる資産・対象とならない資産	3
5. 償却方法・取得価額による申告対象の一覧表	3
6. 国税（法人税・所得税）との違い	4
7. リース資産について	4
8. 設備における償却資産と家屋の区分	5

II 償却資産の評価と課税の仕組み

1. 評価額の計算式	6
2. 取得価額について	7
3. 税額の計算方法・免税点について	7

III 償却資産の申告について

1. 申告していただく方	8
2. 提出書類について	8
3. 電子申告について	9
4. 固定資産税の軽減措置等について	9
5. 実地調査について	9
6. 国税資料等の閲覧について	9
7. 申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合	9

IV 申告書の記入例

償却資産申告書（償却資産課税台帳）	10
種類別明細書（増加資産・全資産用）	12

I 償却資産について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用に供することのできる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法又は所得税法の規定する所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。（地方税法第341条4号）

例えば、構築物（建物附属設備を含みます）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産が対象となります。

2. 資産の種類別の主な償却資産

下表は、償却資産の対象となる主な資産の例示になります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構築物	駐車場舗装、広告設備（屋上看板等）、門、塀、フェンス、緑化施設、屋外給排水 等
	構築物 （建物附属設備）	受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備 等
	構築物 （特定附帯設備）	賃借人が家屋に施工した内装、造作、建築設備
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備、建設機械に該当する大型特殊自動車（「0、00～09及び000～099」の車両）等
第3種	船舶	漁船、ボート、貨物船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター 等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（「9、90～99及び900～999」の車両）、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の対象とならないもの）等
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、ルームエアコン、金庫、プリンター、パソコン、看板（ネオンサイ）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、応接セット、レジスター、自動販売機 等

* この資産の種類における区分は例示ですので、異なる区分の場合もあります。

3. 業種別の主な償却資産

下表は、業種別の主な資産の例示になります。

業種共通	事務机（15）、事務椅子（15）、応接セット（8）、金庫（20）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、タイムレコーダー（5）、レジスター（5）、コピー機（5）、エアコン（6）、パソコン（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）、看板（10）、受変電設備（15）等
小売店	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、電子秤（5）、冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（8）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）等
飲食店業	食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（6）、カラオケ（5）、冷蔵庫（4）等
理容業 美容業	理（美）容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）等
医 院 歯科 医院	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療ユニット（7）等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用設備（6）等
製造業	旋盤（10）、ボール盤（10）、スライス盤（10）、測定工具（5）、検査工具（5）、工業用水道（15）等
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）等
農 業	脱穀機（7）、ロールベアラー（7）、乾燥機（7）、ドライブハロー（7）、歩行型耕運機（7）、ロータリーカルチ（7）、播種機（7）、ハーベスター（7）、ビニールハウス（14又は8）等
不動産貸付業	駐車場舗装（10又は15）、金属造フェンス（10）、コンクリート造の塀（15）、緑化施設（植木等）（20）等
売電業	太陽光発電設備（17）等

*（）内の数字は、各資産の耐用年数の例です。実際の資産により異なる場合があります。

* 耐用年数の詳細については、「国税庁の耐用年数表」又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご確認ください。

4. 申告の対象となる資産・対象とならない資産

区分	○ 申告の対象となる資産	× 申告の対象とならない資産								
償却方法と取得価額による区分	<ul style="list-style-type: none"> 取得価額が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの 租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用した資産 	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの 取得価額が20万円未満の資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの 								
自動車の区分	<ul style="list-style-type: none"> 大型特殊自動車 「0、00～09、000～099」 「9、90～99、900～999」 ※下表の各基準を1つでも超えるもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>最高速度</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15km/h以上</td> <td>4.70m以上</td> <td>1.70m以上</td> <td>2.80m以上</td> </tr> </tbody> </table>	最高速度	長さ	幅	高さ	15km/h以上	4.70m以上	1.70m以上	2.80m以上	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税、軽自動車税の対象もの <p>※農耕作業用自動車（農耕用トラクター、コンバイン、田植機、SS等）は乗用装置のあるもので最高速度が時速35km未満であれば小型特殊自動車（軽自動車税の対象）です。</p>
最高速度	長さ	幅	高さ							
15km/h以上	4.70m以上	1.70m以上	2.80m以上							
家屋との区分	<ul style="list-style-type: none"> 単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの 独立した機器としての性格の強いもの 特定の生産業務の用に供されるもの 賃借人が施工した内装・造作及び建築設備 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の所有者が取付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるもの 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> 償却済資産（耐用年数が経過したもの） 建設仮勘定で経理されている資産 遊休資産 簿外資産 未稼働資産 	<ul style="list-style-type: none"> 無形減価償却資産（漁業権、特許権、ソフトウェア等） 繰延資産 								

5. 償却方法・取得価額による申告対象の一覧表

償却方法 \ 取得価額	10万円未満		10万円以上 20万円未満		20万円以上 30万円未満		30万円以上	
	少額資産の損金算入特例 (中小企業等特例)	申告対象						
個別減価償却	申告対象							
一時損金算入	申告対象外							
3年一括償却	申告対象外							
リース資産 (ファイナンスリース)	申告対象外						申告対象	

6. 国税（法人税・所得税）との違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（減価償却）の取扱い
計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	建物は定額法、それ以外の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却、割増償却の制度 （租税特別措置法）	制度なし	制度あり
共有資産	持ち分を合算し、共有者名義で申告（代表者を指定）	持ち分それぞれを減価償却
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格（1円）
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

7. リース資産について

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方が申告対象になる場合と、実際に資産を借りて事業をしている方が申告対象になる場合があります。

詳しくは、以下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外リース等）	× （申告不要）	○ （資産貸出先の市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産 （ファイナンスリース等）	○ （自己資産として申告）	× （申告不要）

* 平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外リースについては、所得税・法人税における所得の計算上、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、償却資産においては従前どおり所有者である賃貸人（リース会社等）が当該資産を申告する必要があります。

* ファイナンスリース取引にかかるリース資産（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項）について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、償却資産の申告対象外となります。

8. 設備における償却資産と家屋の区分

下表は、主な設備等の区分の参考例になります。
 実際の設備の状況により、下表と異なる場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			償却資産	家屋	償却資産	家屋
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式		●	○	
電気設備	受変電設備	設備一式	○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備 等	○		○	
	中央監視設備	設備一式	○		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式	○		○	
		屋内設備一式		●	○	
	電力引込設備	引込工事	○		○	
	動力配線設備	特定の生産・業務用設備	○		○	
		上記以外の設備		●	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器	○		○	
		配管・配線、端子盤等		●	○	
	LAN設備	設備一式	○		○	
	避雷設備	設備一式		●	○	
火災報知設備	設備一式		●	○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事 等	○		○	
		屋内の配管、受水槽、ポンプ 等		●	○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）	○		○	
		局所式給湯設備（UB用、床暖房用等） 中央式給湯設備		●	○	
	ガス設備	屋外設備、引込設備 特定の生産・業務用設備 等	○		○	
		屋内の配管 等		●	○	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		●	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産・業務用設備	○		○	
		上記以外の設備		●	○	
	換気設備	特定の生産・業務用設備	○		○	
		上記以外の設備		●	○	
その他の設備	運搬設備	ベルトコンベア、垂直搬送機	○		○	
		エレベーター、エスカレーター 等		●	○	
	その他の設備	冷却装置、POSシステム、広告塔 等	○		○	
外構工事	外構工事	工事一式	○		○	

Ⅱ 償却資産の評価と課税の仕組み

1. 評価額の計算式

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産（初年度）	前年前に取得した資産（2年度目以降）
$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} \times 1/2)}{A}$	$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{B}$

* 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応じた減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた減価率	減価残存率	
		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955

2. 取得価額について

償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

- 購入した償却資産については、その購入代価（付帯費含む）
- 自己製作等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務及び経費等の額（付帯費含む）
- 補助金等により償却資産を取得した場合は、その補助金額を含んだ額
- 税込経理方式の場合…消費税込みの額 • 税抜経理方式の場合…消費税抜きの額
- 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

3. 税額の計算方法・免税点について

所有している資産すべての評価額を合算し、1,000円未満を切り捨てた額（課税標準額）に税率1.4%を乗じます。算出した金額の100円未満を切り捨てた額が税額となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

免税点：償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。
(ただし、申告は必要です。)

Ⅲ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

事業を行っている方で、毎年1月1日（賦課期日）現在、神埼市内において償却資産（土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却額・減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの）を所有している方。

* 申告対象資産の所有者が、申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、過料が科せられる場合があります。（地方税法第386条、神埼市税条例第75条）

* 無申告者に対しては、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行います。

2. 提出書類について

(1) 提出書類

	書類名	注意事項
初めて申告される方	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	住所・氏名・電話番号等、必要事項を記入してください。 (申告すべき資産がない場合は「18備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。)
	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	申告すべき資産を記入してください。 (申告すべき資産がない場合は提出不要です。)
前年度まで申告された方	書類名	注意事項
	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	印字されている住所・氏名・電話番号等に変更があれば、朱書きで修正してください。 (資産の増減がない場合は「18備考」欄に「増減なし」と記入してください。)
	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	増減があった資産を朱書きで加除修正してください。
し市1 て内月 いで1 な事日 い業現 方を在	書類名	注意事項
	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	「18備考」欄へ「事由（廃業、休業、移転、継承等）」及び「その事由が生じた年月日」を記入してください。

* 記入の仕方については、P10～12の記入例をご覧ください。

(2) 記入上の注意

- ① 記入にはボールペンを用いてください。
- ② 申告書提出の際には、必ず電話番号欄へ連絡先の電話番号を記入してください。
(申告の内容について、市役所 税務課より問い合わせする場合があります。)
- ③ 訂正する場合は、訂正部分に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

3. 電子申告について

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きに従って、インターネット上から申告することができます。具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクへお尋ねいただくか、ホームページをご確認ください。

eLTAXヘルプデスク 電話番号	0570 - 081459
eLTAX ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/

4. 固定資産税の軽減措置等について

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。申告書・添付書類等の詳細については、市役所 税務課までお問い合わせください。

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については非課税となります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2及び15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用されます。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条、市税条例第71条の規定に基づき、所有者から申請があった場合、固定資産税の全部又は一部が減免されます。

5. 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条（質問調査権）及び第408条（実地調査）に基づいて、電話による問合せや、資料の提出依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力ください。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定により過料を科されることがあります。

また、実施調査に伴い、修正申告が必要な場合があります。その際には、現年度のみでなく、過年度分まで遡及して修正する場合がありますので、ご了承ください。

6. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことができます。閲覧した書類の内容と、神崎市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

7. 申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び市税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科されるほか、虚偽の申告であった場合には、同法第385条の規定により1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金が科される場合がありますのでご注意ください。

IV 申告書の記入例

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和〇年 1 月 10 日		令和〇年度		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		※ 所有者コード	
受付印 佐賀県神埼市長 内川 修治 様		842-8601 佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1		個人番号又は 法人番号 1234-567890123 （飲食業）		8 短縮耐用年数の承認 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 住所 又は納税通知書送達先		(電話) 0952-00-0000		4 事業種目 (資本等の金額)		9 増加償却の届出 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
2 (ふりがな) 氏名 法人にあつては、その名称及び代表の氏名		神埼 太郎 (屋号) 神埼ラーメン		5 事業開始 年 月		10 非課税該当資産 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
3 個人番号又は 法人番号		1234-567890123		6 この申告に 応ずる者の係 及び氏名		11 課税標準の特例 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
4 事業種目 (資本等の金額)		飲食業		7 税理士等の 氏名		12 特別償却又は圧縮記帳 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
5 事業開始 年 月		令和 4 年 2 月		8 税務会計上の償却方法 (特許法・定額法)		13 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 特許法・ <input checked="" type="radio"/> 定額法	
6 この申告に 応ずる者の係 及び氏名		神埼 太郎 (電話) 〇〇-〇〇〇〇		9 青色申告		14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
7 税理士等の 氏名		干代田 花子 (電話) 〇〇-〇〇〇〇		15 市(区) 町村内 における事業 所等資産の 所在地		15 市(区) 町村内 における事業 所等資産の 所在地 ① 神埼市神埼町鶴3542番地1 ② ③ ④	
資産の種類		取得		価		16 借入資産 (有・無)	
1 構築物		前年前に取得したもの(イ)		前年中に取得したもの(ロ)		貸主の名称等 神埼リース社	
2 機械及び装置		1,000,000		1,000,000		17 事業所用家屋の 所有区分 自己所有・借家 <input checked="" type="radio"/> 自己所有	
3 船舶		2,000,000		500,000		18 備考(添付書類等)	
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品		800,000		400,000			
7 合計		3,800,000		900,000			
資産の種類		※ 評価額(ホ)		※ 決定価格(ヘ)		※ 課税標準額(ト)	
1 構築物							
2 機械及び装置							
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計							

共通事項	印刷されている内容に変更がある場合は、朱書きにて二重線画いて訂正し、正しい内容を記入してください	17	事業所用家屋の 所有区分	該当する方を○で囲んでください
1	住所又は 納税通知書送達先	法人の場合は、原則、本店の所在地を記入してください 電話番号は、必ず記入してください		①前年度の申告と資産の状況に変化がない場合は、「増減なし」と記入してください。
2	氏名（法人にあってはその名称及び代表の氏名）	個人の場合は氏名（事業主）を記入してください。なお、屋号があれば記入してください。 法人の場合は法人名称と代表者氏名を記入してください		②申告すべき資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。
3	個人番号又は 法人番号	マイナンバー（個人番号又は法人番号）を記入してください	備考 （添付書類等）	③倒産、廃業、転出、継承、法人設立、休業等、いずれかに該当する場合は、その事由と年月日を記入してください
4	事業種目 （資本等の金額）	事業種目を具体的に記入してください （例：農業、飲食業等） また、法人の場合は資本金又は出資金等の金額を記入してください。		④非課税や課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、添付する関係書類の名称、その適用条項を記入してください
5	事業開始年月	個人の場合は、事業を開始した年月を記入してください 法人の場合は、当該法人の設立年月を記入してください		⑤前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項を記入してください。
6	この申告に届替する者の係及び氏名	市役所 税務課から申告の内容について確認をすることがあります。届替される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください	前年前に取得した もの（イ）	⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項、添付書類等がある場合は記入してください
7	税理士等の氏名	経理を委託している税理士等があれば、その氏名及び電話番号を記入してください	前年中に減少した もの（ロ）	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください
8 ～ 14	短縮耐用年数の 承認 等	該当する項目を○で囲んでください	前年中に取得した もの（ハ）	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください
15	市内における事業 所等資産の所在地	事業所等資産の所在地を記入してください。2か所以上の事業所等資産の所在地がある場合は、各所在地を記入してください ※事業所等資産の所在地が1か所のみで、「1 住所又は納税通知書送達先」と同一の場合は記入の必要はありません	前年中に取得した 計（イ）-（ロ）+（ハ） （二）	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください （イ）前年前に取得したもの - （ロ）前年中に減少したものの + （ハ）前年中に取得したのものによって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください
16	借用資産 （有・無）	借用（リース）資産の有無を○で囲んでください。借用（リース）資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください リース期間満了後に所有権が貸主から所有者へ移転するよう契約の場合は、申告の対象となる場合があります。	評価額 決定価格 課税標準額	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください

種類別明細書（増加資産・全資産用）

- (1) 初めて申告される方には、白紙の明細書をお送りしています。
- (2) 前年度以前に申告をされた方には、申告資産が印字されていますので、ご確認の上、加除修正してください。

※ 所有者コード		令和〇 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）								所有者名		1 枚のうち	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	課税標準額	増加事由	8	枚目
1	駐車場舗装工事	1	H29.4	2,000,000	10						1-2 3-4	8	適 要
2	パソコン	1	H29.4	200,000	4						1-2 3-4		
3	陳列ケース	1	H29.4	150,000	8						1-2 3-4		2台廃棄
4	冷蔵庫	1	H29.4	300,000	6						1-2 3-4		処分
5	プリンター	1	R3.4	150,000	5						1-2 3-4		
6	内部造作工事	1	R4.5	3,400,000	10						1-2 3-4		
7	冷蔵庫	1	R4.2	400,000	6						1-2 3-4		
8	資産の種類	資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。 1=構築物 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品											
9	資産の名称等	資産の名称及び規格等を記入してください。											
10	数量	資産の数量を記入してください。											
11	取得年月	取得した年月を記入してください。											
12	取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※仕簿記帳をしている場合は仕簿前の取得価額を記入してください。											
13	耐用年数	法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。											
14	増加理由	該当する番号を〇で囲んでください。 1=新品取得 2=中古取得 3=移動による受け入れ 4=その他											
15	摘要	特記事項を記入してください。											
16	小計											7	6,300,000

電算による申告の場合を除き、記入の必要はありません。

記入の必要はありません。